

昭和初期における広島高等師範学校附属小学校の公民教育論 —堀之内恒夫の理論と実践をもとにして—

Civic Education Theory of Hiroshima Higher Normal School Attached Elementary School in the Early Showa Era: Based on the Theory and Practice of Tsuneo Horinouchi

福田 喜彦*
FUKUDA Yoshihiko

本稿の目的は、昭和初期における広島高等師範学校附属小学校の公民教育論を堀之内恒夫の理論と実践をもとにして明らかにすることである。本稿の成果は以下の3点である。

第一に、堀之内恒夫の初等教育段階の公民教育論では、公民教育を「教科」としてではなく、「原理」として捉える傾向が強かったことである。

第二に、中等教育段階のように独立した「教科」ではなく、公民教育の目標・内容・方法を「原理」とすることで、各教科との連携の中で公民教育の資質・能力を育成しようとしたことである。

第三に、初等教育段階での堀之内恒夫の公民教育論では、学級経営や社会生活も視野に入れ、全人的な公民的訓練を公民教育の中心に据え、公民的素養を涵養しようとしていた点である。

このように、堀之内は、公民教育を「原理」とすることで教科間の連携を図り、修身科を中心にして、より効果的な学習活動を展開し、初等教育段階での各教科の内容について再吟味を行い、どのような配列で児童に公民的教材を学ばせるのかを考え、公民的素養を涵養するために公民的訓練を取り入れた具体的な実践プランを提示したのである。

キーワード：昭和初期、広島高等師範学校附属小学校、堀之内恒夫、公民教育論、理論と実践

Keywords：Early Showa Era, Hiroshima Higher Normal School Attached Elementary School, Tsuneo Horinouchi, Civic Education Theory, Theory and Practice

1. 問題の所在

本稿の目的は、昭和初期における広島高等師範学校附属小学校の公民教育論を堀之内恒夫の理論と実践をもとにして明らかにすることである。

1920年代から1930年代にかけて、普通選挙法運動とともに大正自由教育期に広がった公民教育論は中等教育だけでなく、初等教育にも影響を及ぼしていた。1931年に中等教育段階で公民科が設置されると、中学校や高等女学校をはじめ、中等教育段階で活発な公民教育論が展開された。また、同年には社団法人帝国公民教育協会も設立され、公民教育を専門とする『公民教育』が創刊された。そして、『公民教育』によって、様々な公民教育論が教育情報として学校現場に提供された。『公民教育』は、1931年4月から1942年7月まで月刊誌として定期的に刊行された。⁽¹⁾

こうした公民教育論の広がりの中で、初等教育段階において公民教育論を発信していたのが広島高等師範学校附属小学校訓導の堀之内恒夫である。堀之内は、修身教育の理論と実践で全国に名を馳せる訓導の一人であっ

た。

堀之内が在職していた広島高等師範学校附属小学校は、『学校教育』を通じ、新たな初等教育の理論と実践を教育情報として提供していた。堀之内は、『学校教育』の1924年4巻1号(通巻129号)で早くも「小学校と公民教育の問題」を論じると、1932年10巻1号(通巻234号)で「公民教育を小学校に於て如何に考ふべきか」、1932年12巻1号(通巻236号)で「小学校公民教育の重要問題—教科特設問題を中心にして—」を提起するなど積極的に初等教育段階での公民教育論を展開していた。そして、1933年5月に、こうした緒論をもとに、『小学校を中心とせる我等の公民教育』(目黒書店)にまとめている。

そこで、本稿では、これらの堀之内の諸資料から初等教育段階でどのような公民教育論が教育情報として発信されていたのかを検討する。堀之内は、教科の「原理」として公民科をどのように捉えていたのだろうか。

本稿では、以下のような構成で考察を進めていく。まず、広島高等師範学校附属小学校の『学校教育』で公民教育がどのように論じられていたのかを考察する。その

*兵庫教育大学大学院教育実践高度化専攻社会系教科マネジメントコース 准教授

平成31年4月24日受理

中で、なぜ公民教育が初等教育に求められるようになったのか、その歴史的背景を紐解き、昭和初期の初等段階における公民教育論の状況を検討する。次に、広島高等師範学校附属小学校の訓導として修身教育で活躍していた堀之内恒夫の公民教育をもとにして、堀之内がどのような理論的枠組みで公民教育を捉えていたのかを分析する。さらに、初等段階の公民教育をどのように考えていたのかを『小學校を中心とする我等の公民教育』という堀之内の著作をもとに考察する。最後に、堀之内が初等段階の公民教育の理論をもとにして、どのような実践プランを企図していたのかを検討する。特に、昭和初期には、東京高等師範学校や奈良女子高等師範学校の附属小学校の訓導達も初等段階での公民教育論を展開していたが、堀之内恒夫の公民教育の実践プランにはどのような特色があったのかを分析する。それによって、広島高等師範学校附属小学校の公民教育論の特質を明らかにしていく。

2. 広島高等師範学校附属小学校の『學校教育』と公民教育

(1) 『學校教育』掲載の公民教育関連の論文と先行研究での位置づけ

広島高等師範学校附属小学校の機関誌として刊行されていた『學校教育』では、公民教育に関連する論文が早くから発表されていた。『學校教育』では、どのような人物によって公民教育が論じられていたのであろうか。

【表1】は、『學校教育』に掲載された公民教育関連論文一覧である。

【表1】によると、『學校教育』での公民教育に関する

初発の論文は、1923年の123号に掲載された広島高等師範学校附属小学校訓導であった三浦喜雄の「公民教育の立脚地」である。その後、広島高等師範学校教授の辻幸三郎の「公民教育に就いて」(187号)、長倉矯介の「小学教育・公民教育と法制経済」(196号)が掲載されている。中等教育に関しては、広島高等師範学校附属中学校教諭の及川儀右衛門の「公民科の創設」(211・212・213号)に関する一連の論文が掲載されている。

昭和初期に刊行された『學校教育』に掲載された公民教育関連論文は、三浦、辻、守内生を除いてみると、広島高等師範学校教授の長倉矯介、広島高等師範学校附属中学校教諭の及川儀右衛門、広島高等師範学校附属小学校訓導の堀之内恒夫の3人によって論じられていたことや「公民科」「公民教育」「小学校」というキーワードがこの時期に集中的に論じられていたことがわかる。

長倉矯介については、釜本が、「公民科」成立期の教育内容論の視点からその特質を分析している。釜本によれば、長倉の公民教育論の特質として、「公民科」成立時に示された教授要目の内容・趣旨を守るとともに、「適宜斟酌」や時事問題の積極的な活用により、教材選択の裁量を活用を推進する一方で、教授内容やその基本精神は教授要目に従いつつ、社会に関する理解よりも国家の独自性の教授を強化するものとなった点を指摘している。⁽²⁾

一方、及川儀右衛門については、鈴木が、戦前期の中学校の公民科の実践を社会認識教育の視点から分析している。鈴木によれば、実学主義・主知主義的教育を目指していた「法制及経済科」から国家主義的・主意主義的教育を目指した「公民科」への転換が図られていたなか

【表1 昭和初期『學校教育』掲載の公民教育関連論文】

年	巻	号	通号	氏名	所属	論文名	項目	頁	備考
1923	9	1	123	三浦 喜雄	広島高等師範学校附属小学校訓導	公民教育の立脚地		12-24	小学校
1924	4	1	129	堀之内恒夫	広島高等師範学校附属小学校訓導	小学校と公民教育の問題		79-90	小学校
1929	1	1	187	辻幸 三郎	広島高等師範学校教授法学士	公民教育に就いて		7-13	
1929	4	1	190	長倉 矯介	広島高等師範学校教授法学士	公民教育と日常生活		10-25	
1929	10	1	196	長倉 矯介	広島高等師範学校教授法学士	小学教育・公民教育と法制経済		11-20	小学校
1929	11	1	197	長倉 矯介	広島高等師範学校教授法学士	小学教育・公民教育と法制経済(承前)		32-40	小学校
1930	5	1	203	守内 生		政治教育の根本問題		2-3	
1931	1	1	211	及川儀右衛門	広島高等師範学校附属中学校教諭	公民科の創設(一)		12-20	中学校
1931	2	1	212	及川儀右衛門	広島高等師範学校附属中学校教諭	公民科の創設(二)		21-32	中学校
1931	3	1	213	及川儀右衛門	広島高等師範学校附属中学校教諭	公民科の創設		62-68	中学校
1931	9	1	219	長倉 矯介	広島高等師範学校教授法学士	公民科の精神と内容		3-15	
1931	10	1	221	長倉 矯介	広島高等師範学校教授法学士	公民科の精神と内容		23-31	
1931	11	1	222	長倉 矯介	広島高等師範学校教授法学士	公民科の精神と内容(完)		23-32	
1932	10	1	234	堀之内恒夫	広島高等師範学校附属小学校訓導	公民教育を小学校に於て如何に考ふべきか		32-39	小学校
1932	12	1	236	堀之内恒夫	広島高等師範学校附属小学校訓導	小学校公民教育の重要問題-教科特設問題を中心にして-		54-64	小学校
1933	3	1	240	堀之内恒夫	広島高等師範学校附属小学校訓導	公民教育の狙ふその精神		48-55	小学校
1933	4	1	241	堀之内恒夫	広島高等師範学校附属小学校訓導	公民教育の狙ふその精神(下)		37-42	小学校
1934	1	1	250	長倉 矯介	広島高等師範学校教授法学士	小学校に於ける公民教育管見		28-40	小学校
1935	9	1	272	長倉 矯介	広島高等師範学校教授法学士	公民教育の根本義		22-30	

(出典：筆者作成。備考欄は抽出論文が対象とする学校種を記載)

で、公民科の「現代科」あるいは「社会科」という側面を重視して、具体的な社会問題や時事問題を取り上げることで、現代社会を認識させ、その行動の主体性を育成しようとしたと評価している。⁽³⁾

釜本や鈴木の前研究を踏まえて、戦前期の中等教育段階での「公民科」の特質には、時事問題を公民科の実践に取り入れ、教材選択の視点を高めようとしていた点を見出すことができる。それでは、こうした中で初等教育段階での公民教育論はどのように展開されていたのだろうか。

先述のように、広島高等師範学校教授の長倉矯介は、「公民教育と法制経済」(196号)、「小学教育・公民教育と法制経済(承前)」(197号)、「小学校に於ける公民教育管見」(250号)の3つの論文で初等教育段階の公民教育について論及している。長倉は次のように述べている。

「殊に師範学校は小学校の教員養成所であり、そこに於て教授せられる公民科はつまり小学校の公民教育の基本となるわけである。又師範学校に關する文部省訓令には小学校に於ける公民教材の研究が規定してある。これは、「公民科」に規定せられてあつて「教育」の中に規定せられていない所を見ても一箇の教育學說一箇の教育理論によつて小学校の公民教育を行ふのではなく國家の規定を以て作られた公民教育の根本方針即ち公民科の眞精神によつて教授すべきことを示すものである。殊に女子師範学校に關して特別の規定なく、これは教員養成たる點より見れば男女の區別をなすべからずといふ主義に基づくのであるのに鑑み、男女師範学校の公民科は單なる公民としての修養に止まらず、小学校に於ける公民教材の取扱を包含するものと解さなければならぬ。」⁽⁴⁾ (傍点部は筆者)

長倉は、教員養成の視点から師範学校に關する文部省訓令で示された小学校での公民教材の研究をもとに初等教育の教員が「公民科」を通して公民教材の取り扱いを学ぶ必要性を説いている。特に、長倉は広島高等師範学校教授として広島高等師範学校の附属中学校や附属小学校の教員たちに公民教育の理論的枠組みを提供し、『學校教育』において自らも理論を積極的に発信していた。

このように、『學校教育』においてもそれぞれの立場から初等教育段階の公民教育の理念について論じられていた。では、具体的に「公民科」特設問題はどのように考えられていたのだろうか。

(2) 「公民科」の特設問題と初等教育段階の公民教育

広島高等師範学校附属小学校訓導であった堀之内恒夫は、「小学校公民教育の重要問題－教科特設問題を中心にして－」(236号)において、初等教育段階で新たに「公民科」を特設することについて論じている。堀之内は、初等教育段階において、公民科を特設することを法規では規定していないが、師範学校の規定をもとに初等教育

段階での公民教育について次のように述べている。

「事實、文部省も亦、小学校に於て公民科の特設を法規の中に規定はしておらぬけれども、その必要と、又當然小学校教育の中にもこの公民教育の存在すべきことを明確に認めてをることが十分に察せられる。それは新しく改正された師範学校規程第十條に於ける公民科の要旨を見れば立所にさおうと了解せらるる所である。即ち公民科は國民の政治生活、經濟生活、並に社會生活を全うするに足るべき知徳を涵養し、殊に遵法の精神と共存共榮の本義とを會得せしめ、公共の爲に奉仕し協同して事に當るの氣風を養ひ、以て善良なる立憲自治の民たるの素地を育成し、且小学校に於ける公民教育の方法を會得せしむるを以て要旨とす」⁽⁵⁾

堀之内は、初等教育段階での「公民科」の目標について、國民の政治生活・經濟生活・社會生活を営むための知徳の涵養、遵法の精神、共存共榮の本義の會得、公共のために奉仕・協同するための氣風、善良な立憲自治の素地といった点に着目している。しかし、堀之内は、初等教育段階において「公民科」を特設することについては、以下のように、消極的な立場を取っていた。

「もし、小学校教育に於て、公民科を特設するにあらざれば、公民教育は實施出来ぬものと考へるならばそれこそ大いなる誤解であるといはねばならぬ。」⁽⁶⁾

その理由を、昭和初期に盛んとなっていた郷土教育や「郷土科」の議論をもとに、教科の「原理」の視点から考察し、初等教育段階での「公民科」の特設について、次のように指摘している。

「郷土教育の原理が愈々その概念の明瞭判明を期し、他教科との領域を分明し、しかもそこに一系の教材體系が成立し、しかも尚之を教科として成立せしむることの必要が十分に承認される時、そこに郷土科なる一教科が成立するのである。郷土科を特設してその徹底を期すべしとの議論をこの道の熱心家によりて多く聴くのはこの用意の既に出来上つたことを物語るのである。然し、論者にありては、郷土科を特設して、現在取扱はれてを、修身國語算術地理國史理科圖畫手工體操唱歌家事裁縫等の教科に於ける教材中にこぼれて居る大事なものが一體幾何存するや。郷土科を特設して教材を選択排列してもそれ等は現在の教科目中に殆んど分配し得るものにあらずやと論ぜられるのは、郷土教育の教科として成立せしむるにつきての独自の領域の存在を疑ふものにして、それは郷土教育を輕視するにあらずして寧ろ、一教科となさんより一原理として重視せん意圖に出づるものなることを思はねばならぬ。既に作業科の成立を中等諸學校に見たるも、小学校に於ては又郷土教育と等しき立場にある。勿論、教科として成立してもそれが原理として作用くことは一向、差支なきのみならず、それは又必ずさうなくてはならぬのである。」⁽⁷⁾

このように郷土教育を事例にして堀之内は、「公民科」を「教科」として初等教育段階で導入するよりも「原理」として取り扱う方がよいのではないかと捉えていた。しかしながら、初等教育段階で公民教育を「原理」とする意味は公民教育を否定するのではないと次のように述べている。

「小学校教育に於て教科としての待遇を與へずして、之を原理とする意味は決して公民教育の否定ではない。之を行かして行く方法の一つとして考へられる。精神に於いては一教科として待遇することと何等の差異はない。即ち、一教科として成立せしめずして、小学校教育の全野に於て、公民的教材の適當なる取扱と、公民的訓練を施さんとするのがそれである。最も關係の密接なる教科として、修身科、國語科、國史科、算術科、地理科、理科、等があり、其他何れの教科といへ共、公民的知見の陶冶、公民的精神の陶冶に關係なき教科はない。是等關係ある教科に於て、適宜之を取扱ひ、尚、教科の教育以外一切の教育全野の中にて適宜の取扱をしようといふのが、公民教育を原理として小学校教育中に実施せんとする方法である。」⁽⁸⁾

堀之内は、小学校教育のすべての領域において、公民的教材を適切に取り上げることで公民的訓練を行うことができると考えていた。そのため、公民教育に密接な関連のある教科として、修身科・国語科・国史科・地理科などを挙げ、公民的知見と公民的精神の陶冶を「原理」として掲げたのである。では、堀之内は公民教育の根底にあるものをどのように捉えていたのであろうか。

「小學校の公民教育は、知的陶冶よりも寧ろ、その根本となる精神的陶冶にその基本を置くべきものであると思ふ。即ち、公民的知見よりも公民精神の陶冶である。公民的知見は之を解するに未だ小學校の子供は餘りに幼稚である。私はかく信ずる。而して、この精神的陶冶に立脚するによりて、小學校の公民教育は尋常一年より施され得るもの、否施されねばならぬものと信ずる。それは訓練に於て、又教科の教育の中に於てさうなくてはならぬと思ふ。而して、この場合陶冶されて行くものは公民教育の根本的基礎的陶冶としての公民精神の陶冶である。」⁽⁹⁾

初等教育段階の公民教育において、堀之内は、公民的知見よりも公民的精神の陶冶を重視していた。なぜなら、すでに多くの教科が配置されている小学校にさらに「公民科」を特設することは教科を担う教師の負担になると考えていたからである。堀之内は、以下のように指摘している。

「して見れば小學校の少くとも尋常科に於て私は之を一教科として成立せしむることにつきては反對意見の所有者である。別して、現在の尋常小學校は、寧ろ教科の多きに悩んでをる事情にあらざるかと思ふ。この意味に

於て全體から見て、もし可能とすれば教科の整理こそ必要とする時に當りて、その上之を増加するが如きは尋常小學校の教育として更に一段の苦しみを増加するものといへよう。」⁽¹⁰⁾

では、堀之内は公民教育を「教科」として特設するのではなく、「原理」としてどのように展開しようと考えていたのであろうか。堀之内は、公民教育を「原理」とすることで教科間の連携を図り、修身科を中心にして、より効果的な学習活動が展開できると捉え、次のように述べている。

「寧ろ現今の法を改正して公民科を特設するなどの議論あらば私は之に反對したい。やはり現在の修身科にその大部分を擔はせて、その修身の時間を何とかして三時間に時間増加をしてもらいたいものと思ふ。そして、いまま少しく公民的教材を増加するやうにしてほしいものと思ふ。而して修身科に於て公民的教材は増加するとしても全體としての教材は龐大なる増加をひかへてもらいたい。現在では現行の修身書を如何にして一週二時間にて取扱ひ了せるかに腐心する状態であつて、之に郷土的の材料を巧に導入して、活きた指導をするが如きは非常に困難なる事情にある。」⁽¹¹⁾

このように、堀之内は、初等教育段階では、公民教育を「教科」としてではなく、「原理」として捉え、修身科を中心にして国語科・地理科・国史科・算術科・理科など他の教科との連携を図り、子どもの公民的知見を涵養しながら、公民的精神の陶冶を公民教育で重視していたのである。

では、堀之内は初等教育段階での公民教育の理論を構築していく上で、「公民」という概念をどのように捉え、「公民的知見」や「公民的精神」を子どもに涵養しようと考えていたのであろうか。

3. 堀之内恒夫の「公民教育」の理論的特質

(1) 「公民教育」の理論的射程と堀之内の公民教育観

堀之内は、前述の広島高等師範学校附属小学校の機関誌『學校教育』での初等教育段階の公民教育についての論文をもとに、『公民教育と修身教育』（明治圖書、1927年）や『小學校を中心とせる我等の公民教育』（目黒書店、1933年）などを刊行し、初等教育段階の公民教育の理論的枠組みを論じている。そのなかで、修身教育の理論をもとに公民教育の内容を考察している。では、堀之内は公民教育をどのように考えていたのか。明治以降の公民的教材を次のように述べている。

「當時は義務教育年限が四ケ年、高等小學校が四ケ年あつた時代である。既に明治三十七年から使用された修身書の中にかくの如く多數の公民的教材、別して既に公民の心得、國民の務、社會、社會の秩序、社會の進歩、自治體、議員選挙など純粹の公民的教材の存したことを

決して我等は忘れてはならぬ。尚尋常小學校の最終學年即ち尋四の修身書に大日本帝國、共同、兵役、納税、教育、議員選挙、法令を重んぜよなどの徳目のあつたことなども今更の如く感慨深きものがある。」⁽¹²⁾

堀之内は、具体的な教材として明治末期の修身科の教科書に取り上げられていた「公民の心得」「国民の務め」「社会の秩序」「自治体」「議員選挙」などを公民的教材の事例として挙げている。

特に、当時の最終学年にあたる尋常科の第4学年には、「大日本帝國」「共同」「兵役」「納税」「法令を重んぜよ」など公民的教材が数多く配当されていたことを指摘している。では、堀之内は昭和初期の公民教育において「公民」という言葉についてどのように考えていたのであろうか。

「公民教育の対象とすべき公民の意味は、市町村制に規定する如き、特殊人を指すものであつてはならぬ。正しく帝國憲法に指示する日本臣民、國籍法に規定する日本人、是とその内容を等しくするものなければならぬと私は思ふ。」⁽¹³⁾

堀之内は、公民教育が対象とする「公民」の意味について、市町村制で規定されている特別な人ではなく、帝國憲法に示されている日本臣民と國籍法に規定する日本人を指すものであると指摘している。一方で、「公民教育」の理論的射程に朝鮮教育や台湾教育も視野に入れて論じている。

「かくして、公民教育の対象とすべき公民の意義は、その語の、公民なる言葉としての形式を市町村制にかり、その指示する内容を帝國憲法の日本臣民、國籍法の日本人にとることによつて、はじめて公民教育がその名に値する対象をしつかりとつかむことになるのであると私は信ずるものである。かくして、公民教育は内地人は勿論、朝鮮教育にも臺灣教育にも生きてくるものである。」⁽¹⁴⁾

さらに、堀之内は、「公民教育」を政治教育と捉えて、参政権をもつ国民にだけ行うのであれば教育的意義を損なうものとし、「公民教育」の対象とする公民の範囲を幅広く射程に入れていた。

「公民教育を夙に政治教育と解し、従つて、公民教育の対象たるべき公民の意義を、参政権を有する國民と解する向も少しとしない。選挙権の正實なる行使といふことは國民の國家に對する最も重大にして必要なる義務である。この重大なる義務を有する者を以て、公民なりと解する所の見解は一見正しいものとせねばなるまい。さりながら、公民の範囲をさうと限定すれば、是又前記市町村制に於ける公民の範囲と同様非常に限られたものとなり、従つて、公民教育は特殊の教育となつて、その教育的意義を頗る減殺すること前同様とならう。」⁽¹⁵⁾（傍点部は筆者）

そして、堀之内は正義を理念とする国家においては原

理として、女性にも選挙権が与えられるべきだとし、「公民教育」の理論的射程をすべての国民と捉えて、「公民」の意味を定義している。

「さればこそ、これでは限られた一部の國民しか参政権を有せずとするも、正義を理念とする國家に於ては、原理として、いつかは女子にも新附の領土内にもこの権利の與へられるものといふ意味に於て、公民教育の対象たるべき公民の意味は、少くとも全國民と解すべきであると断定を下してをる向もあるが、何れにしても、全國民を公民と解しここに立脚して公民教育の打ち立てられねばならぬといふ理は同様である。」⁽¹⁶⁾（傍点部は筆者）

では、堀之内のこうした公民教育観はどのようなところから生まれてきたのであろうか。堀之内は、こうした公民教育の思想をドイツの公民教育から着想を得ている。堀之内は、ドイツでは、歴史教育の改善から社会的文化財を尊重し、祖国への愛と団体的な精神を涵養することが重要な点であると考えていた。堀之内は、ドイツの現代教育思潮として公民教育について次のように述べている。

「かかる意味と使命とを以て出現した獨逸の公民教育思潮は、獨逸の實際に對して可なり大なる影響を齎したことは論ずるまでもない。先づ第一に着手されたのは歴史教授の改善となつて現はされたのである。即ち、祖國の社會的文化財を尊重し、祖國愛と團體的精神とを涵養することが最も重要な仕事とされるに至つた。」⁽¹⁷⁾（傍点部は筆者）

ドイツの公民教育の思想の中で、堀之内に大きな影響を与えた人物の一人がドイツのミュンヘンで学務課長をしていたケルシェンシュタイナー（Kerschensteiner）であった。堀之内は、次のように指摘している。

「已に紹介されてゐる所によれば、公民教育の提唱者であり、且つ、その代表者は獨逸國ミュンヘン市の學務課長ケルシェンシュタイナー氏であるといふ。今ここにくどくどく氏の所説を説き立てる必要は毫もあるまい。氏は公民教育を以つて「教育の目的を示すものとし、教育上の種々な主義や、標準やと比肩すべきものではなくて、實に之を統括する所のもの、寧ろより高い目的を示すものである。」と説いてゐる。そして一、公民教育は政黨党派と全然はなれたものであること。二、公民教育と公民教授とは合致せないものであること。三、公民教育は經濟的技能的教育を指すものではないこと。四、公民教育と法制教授とは異なるものなること。五、公民教育と社會的教育とは同じではないこと。をあげてゐる。これによつても氏の公民教育説が教育學上に於いて如何なる見界をとつてゐるかが十分に伺はれる。」⁽¹⁸⁾

ケルシェンシュタイナーの公民教育の理論から堀之内は、①公民教育は政黨や派閥とは離れたものであること、②公民教育と公民教授は合致しないものであること、③

公民教育は経済的な技能教育を指すのではないこと、④公民教育と法制教授とは異なるものであること、⑤公民教育と社会的教育は同じではないことの5点を看取している。こうしたケルシェンシュタイナーの観点は公民教育が単なる政治教育ではないとする堀之内の公民教育の理論的枠組みに生かされている。

「氏は即ち公民教育をもつて極めて廣義に極めて包括的に取扱つてゐるものと云へる。國民教育の全體、小學教育の或る意殊に於ける全體を、公民てふ原理によつて包括せしめんとする企てであると見られる。」⁽¹⁹⁾

また、初等教育段階の公民教育においては、「教科」ではなく、「原理」とする観点もケルシェンシュタイナーが公民教育を國民教育として包括的に取り扱っていることから着想を得ている。

「ケルシェンシュタイナー氏は公民教育をもつてかくの如く廣く包括的に取扱つてゐる。併し又他面にはかくの如く廣く解せずして、教育の一面的、部分的の原理とも見られてゐる。之には又種々の見界が立せられてある。フェルスター氏は一種の道德教育と解し、ケルシェンシュタイナー氏と共様、公的教授を目して、余りに主知的見界であると非難し公民教育とは要するに、「職業問題や、生活問題を國家公的に取扱ひ得るやうに、兒童の意志を覚醒せしめ、且つ、鞏固にすることで、結局公的活動を全からしめんがために、確固たる品性を樹立することで畢竟一種の道德教育に外ならない。」と説いてゐる。我が森岡氏の説も亦國家國體に貢獻するやうな品性の陶冶であると説かれてゐる所を見れば、公民教育は一種の道德教育と解してゐられると云ふべきであらう。要するに之等は公民教育を一種の道德教育と解するものである。」⁽²⁰⁾ (傍点部は筆者)

堀之内は、フェルスター (Foerster) や森岡常蔵の理論にも言及し、道德教育とも関連づけた公民教育が主知主義に陥るのではなく、職業問題や生活問題を國家公的な視野から取り扱い、兒童の意志を覚醒させることが重要だと考えていた。政治教育と公民教育の關係から普通選挙をどのように考えるか、次のように指摘している。

「更に又之を、一種の政治教育と解せられる場合があり、法制教授と見られる場合も多い。寧ろ常識的に公民教育の問題の論ぜられる場合はこの様な見界の下に立つてゐることが多い。普選問題を論じて公民教育の徹底に言及される場合の如き。議員選挙の廓清を叫んで公民教育の必要を論ぜられる場合の如き、立憲政治の實のあがらざるを憤慨して公民教育の高唱される場合の如き皆然らざるはない。リユーマン氏の如き確かに政治教育と解した一人である。公民教育は要するに政治的知識と識見との陶冶に過ぎないといつた事實によりて明らかである。」⁽²¹⁾

堀之内は、初等教育段階の公民教育が理論的射程とす

る目標は、偏狭な國家主義ではなく、人類の文化の向上や發展に貢獻することができる理想的・人道的・倫理的な國家の善良な一員としての教養を育むことにありと考へていた。堀之内は、以下のように公民教育の目標を述べている。

「この事實からしてどうして単なる人の教養といふことは考へられない。吾々の教育の目標はどこまでも國家といふ、日本國民といふ具體特殊な人の教養である。善良なる日本國民の教養である。単なる人の教養ではないのである。教育を眞に具體的に考へたときそれは確かな國民の教養でなくてはならない。國家の善良なる一員の教養でなくてはならぬ。私は私たちの教育はどこまでも國家主義でなければならぬと固く信ずる。國家主義といつてもそれは偏狭なる國家主義を意味するものではない。どこまでも人道を目ざし、人類愛を目的とする、文化の向上發展に貢獻せんとする、理想的、人道的、倫理的な國家を意味するものである。単なる人とは唯々吾々の頭でのみ考へられた一個の概念に過ぎない。人とは必ず具體的には國民である。吾々はどう考へても単なる人の教養といふことは考へられない。我々の目ざす所はどこまでも國民の教養、日本國民の完成でなくてはならない。」⁽²²⁾

このように堀之内は、ドイツの公民教育の思想に影響を受けながら、初等教育段階の公民教育の理論的枠組みを構築し、公民教育を「教科」ではなく、「原理」とする観点から國民教育として包括的に取り扱う必要があると捉えていたのである。では、こうした理論的枠組みから育成しようとしていた初等公民教育での「公的知見」や「公的精神」とはどのようなものであるのか。

(2) 初等教育段階での「公的知見」と「公的精神」の陶冶

これまでに見たように、堀之内は、ドイツの公民教育の理論をもとに、初等教育段階での公民教育の理論的枠組みを構築しようとしていた。その中で、小学校での公民教育が國民教育とどのような關係にあるのかを課題として捉えていた。堀之内は、その問題点を次のように述べている。

「小学校の實際教育に於て、公民教育を一體、どう取扱ひ、如何に、實際教育の中に織込んで行くかについて思ひ患つてをる所の最大なるものはどの點であらうかと靜かに反省して見た時、先づそこに投げかけられる問題は、事實として、現在私達が日々實行し、實施してをる教育、名づけて國民教育と稱せられるそれと、公民教育とが一體如何なる關係に於て置かれてをり、又置かるべきものであるかの問題であらう。」⁽²³⁾

堀之内は、初等教育段階で「公民教育」を研究するという小学校について公民教育は研究的で実験的な小学校だけが取り組みばよいのではなく、國民教育の観点

からすべての学校で取り組む必要があると考えていた。
堀之内は、公民教育を「原理」とすることの意義を次のように指摘している。

「この事實は之を實際の上に徴して見れば立所に肯ける。地方には、よく公民教育をやつてをると称せられる學校がある。もつと極言すれば、公民教育をやつてをると自らもそれを標榜し、他も亦、それを認めてをるといふ學校がある。それらの學校は必ず、公民教育に對して、例へば高等科の児童に對しては公民科といふ一教科を研究的に實施してをるとか、乃至は何等か一種特別の施設をして、この方面に特別の注意と努力を拂つてをる所の學校である。(中略)世の人々はかうした學校に對してのみ公民教育をやつてをると認めてをる。そして、何等特殊特別の施設をもしてゐない學校の如きは全然公民教育の如きは施してゐない學校の如く、自分もかく信じ人も亦それを許してをるかの如くである。」⁽²⁴⁾

しかし、小学校の教師たちは「教科」として成立していないために、初等教育段階での公民教育にどのような意義があるのかその意義を見いだせずにいた。そこで、先にも触れたように、小学校に先立って成立していた中等教育段階での公民科の要旨をもとに、公民教育の内容を検討している。

「この疑問を解決するについては、實際問題として、どうしても公民教育の意義を一層深く検討し、更にその内容について吟味し、彼此相比較して見る外に方法はあまるまい。然し、今公民教育の概念について私は議論をしてをるいとまはない。その概念を窺ふに最もよき手蔓となるものは中等學校に於ける公民科の要旨であらう。いま、之をあげて見ると、公民科は國民の政治生活、經濟生活、並に社會生活を全うするに足るべき知徳を涵養し殊に、遵法の本義と共存共榮の本義とを會得せしめ、公共の為に奉仕し、協同して事に當るの氣風を養ひ以て善良なる立憲自治の民たるの素地を育成するといふのがそれである。」⁽²⁵⁾

堀之内は、中等教育段階での公民科の目標として、①國民の政治生活・經濟生活・社會生活を全うすることができる知徳を涵養すること、②遵法の本義と共存共榮の本義を會得させること、③公共の為に奉仕し、共同して物事に当たる氣風を養うこと、④善良な立憲自治の民としての素地を育成することを見いだしている。こうした観点からこれまでの教科書にある公民的教材を見直してみると、初等教育段階において公民教育で取り上げることのできる教材があると指摘している。

「そこでこの眼を以て、従来の國民教育の内容を再検討して見ると、そこには多分に、この目的に添ふべき内容が見られるのである。差し當つて、國民教育の内容を窺ふに最も的確にして大切なものは各教科の内容である。教科書あるものは、その教科書である。いま、試み

にその一つの例證として、大正四年の版になれる巻四の高等小學讀本の内容について見ることにする。」⁽²⁶⁾

例えば、堀之内は1915年(大正4)年版の『高等小學讀本』から公民教育の教材となり得るものを取り上げている。堀之内は、「産業組合」「関税」「法令及び命令」「道徳と法律」などの教材が公民的教材としてふさわしいと指摘している。一方で、1913年(大正2)年版の『高等小學修身書』には、初等教育段階の公民教育の目的に合う教材が少ないとして、次のように述べている。

「いま同書を開いて見ると、前記中等學校の公民科の要旨に添ふべき確なる材料を拾ふことが出来るのである。即ち、第四課の産業組合、第九課の關稅、第二十課の法律及命令、第二十一課の道徳と法律の如き、全く公民的教材と稱して可なるものである。更に大正二年版の高等小學修身書卷一を窺ふに、之亦、上記公民教育の目的に添ふべき材料に乏しくない。第十四課の職業の如き、第二十課の公正の如き、更に、第二十三課の共同の如き比々皆然らざるはないのである。」⁽²⁷⁾(傍点部は筆者)

堀之内は、大正期の教科書をもとに、「國民教育」と「公民教育」の理論的射程を捉え、どのようにすれば、初等教育段階での公民教育が理想的な形で進めることができるのかを模索していた。

「而して、この考へを直ちに現下の教育にうつして考へて見ると、現在の國民教育だつて、全々公民教育を無視してをるものではない。よし、自分等の學校に、公民教育に對して、特別の施設を施して居ると世に吹聴する程の自信はないにしても、そこには又、或る程度の公民教育は必ず行はれてをるのである。ただ、それが理想的に行はれてをらぬまでの事に過ぎない。」⁽²⁸⁾

堀之内は、「國民教育」と「公民教育」が対立するものではなく、両者の目的を踏まえ、公民的教材を精選することで、「國民教育」と「公民教育」の目標を達成することできると考えていた。しかし、國民的教材と公民的教材をどのように配列するのかという困難さがあると指摘している。

「もともと國民教育といひ、公民教育といひ、決して別種の教育、互に相對立する教育ではない。その方向を等しくし、その對象を等しくし、更にその内容については、相互相通じ、愈々實際的な具體的内容に至つてはこれは國民的教材、彼れは公民的教材とその所屬を的確に定め得られるべきものではないのである。」⁽²⁹⁾

堀之内は、初等教育段階の公民教育を具体化するためには、初等教育段階での各教科の内容について再吟味を行い、どのような配列で児童に公民的教材を学ばせるのかを考える必要があると述べている。そのなかで、公民的教材と公民的知見や公民的精神を結びつける方途を探っていた。

「かくして、ここに我々の實際教育について深き反省をして見る事が必要である。而して、既にもられて居る内容、之を具體的に申せば教科書の教材についてもその眼で見なほして見る事が大切である。尚、又各教科の教育そのものについても、根本的に思ひ直しをして見なければならぬ。かくて、その教科内容についても再吟味を施して見る必要もある。」⁽³⁰⁾

そこで、初等公民教育において育成すべき「公民的知見」について、客観的な内容として公民的教材を理解することで公民的知識を陶冶することができると考え、以下のように指摘している。

「公民教育に於ても公民的知見がその全體ではない。その最後では決してない。けれ共それは必要である。公民的知見の陶冶に即して又その精神も養はれ、その上に立つてその精神も發現するのである。公民的知見といふ。それは公民的知識である。公民教育としての大切な客観的内容（公民的教材と称してもよし、もつと平易に云へば公民的教材といつてもよい）を理解することそのことである。理解することそのことが陶冶である。この故に公民的知見とは客観的な内容を我が有とすることである。その客観的な内容を我が有とする。即ち、我が有とするといふ立場から見たものに過ぎない。その我が有を再び我の外に投射してしまへばそれは客観的内容となるわけである。」⁽³¹⁾

しかし、堀之内は、公民教育が「公民的知見」のみに止まるのではなく、「公民的知見」をもとに、「公民的精神」が陶冶されることで公民教育の目標を達成できると、次のように述べている。

「この故に、公民的知識のみを内容とした所でそれは必ずしも、公民教育の目的を達成することにはならぬのである。公民的精神が陶冶されてはじめて知見が活きて来るし、知見そのものが目的に合致するものとなつて来る。この故に公民教育の終局の狙ひは結局公民的精神の陶冶といふことにならざるを得ぬ。かくして、公民教育の内容として公民的精神の問題は最後のもの、終局的のものとして、根本的重要性を擔うものといふことになつて来ざるを得ない。」⁽³²⁾

そこで、小学校が学級担任制を取っていることが、「教科」ではなく「原理」として公民教育を取り扱うことに、「公民的精神」を陶冶する初等教育段階の公民教育において有利だとしている。

「それかあらぬか、更に小學校に於ける公民教育をして原理とするの得策なることを裏付ける大きな理由は、小學校の學科擔任制にあらざして學級擔任制をとつて居ること之である。」⁽³³⁾

堀之内は、一人の教師がすべての教科を受け持つ学級担任制をとっている小学校の組織は、「教科」として系統性について難点のある初等教育段階での公民教育を「原

理」としたり、公民教育を実施したりするのに利点があると考えていた。堀之内は、その利点を次のように指摘している。

「公民教育を原理とすることの缺點として、取扱に系統のないことを第一にあげたのであるが、學級擔任の制度は殆んど何れの教科も一人の教師によつて受持つたのであるが、學級擔任の制度は殆んど何れの教科も一人の教師によつて受持つ制度であることからこの方面の弊害は取扱者の用意如何によつて十分に救済出来ることは容易に肯首し得る所であらう。更に第二の缺點として等閑に附し去られ易いことがあげられたが擔任者の心得如何によつて之又その點は十分に補ひ得ることであると思ふ。かく教科擔任制にあらざして學級擔任制であるといふ小學校の組織は公民教育を原理として有効に実施し得る非常に有力な理由となるものであることを思はねばならぬ。」⁽³⁴⁾

このように堀之内は、初等教育段階で公民教育が重要なものであると捉え、どのようにすれば公民教育の理念を小学校で生かすことができるかを追求していた。その理論的帰結として「教科」として「公民科」を成立させるよりも「原理」として公民教育を実践することが効果的であると考えたのである。では、堀之内は公民教育の実践プランをどのように企図していたのであろうか。

4. 堀之内恒夫の「公民教育」の実践プラン

(1) 修身科のカリキュラムプランにみる「公民的教材」

堀之内は、初等教育段階の公民教育のカリキュラムとしてどのような教材があるのかを修身科・地理科・国史科・算術科・読方科の5つの教科の中から選定し、教材の内容を検討している。

【表2】は、尋常科の第五学年の修身科の国定教科書にみられる公民的教材を示したものである。堀之内は公民的教材を国家的・社会的・経済的・家庭的という4つの指標から分析している。

【表2】によれば、尋常科第五学年の修身科の教材のなかで、単独の取り扱いである「国家的教材」は5つ、「社会的教材」は7つ、「経済的教材」は2つ、複数の取り扱いである「社会的・国家的教材」は1つ、「社会的・家庭的教材」は3つ、「社会的・国家的・経済的教材」は1つである。全体的には、「国家的教材」と「社会的教材」の2つの取り扱いが多いものとなっている。

国家的教材には、「我が国」「皇太后陛下」「忠義」「よい日本人」など国との関わりで修身科の教材が選定されている。社会的教材には、「公益」「朋友」「礼儀」「度量」「信義」「謝恩」「博愛」など子どもの価値観を育成する修身科の教材が選定されている。経済的教材には、「儉約」「勤労」などお金や労働に関わる修身科の教材が選定されている。複数観点からの教材には、例えば、「社会的・

国家的」な教材である「公民の務」が取り上げられている。「公民の務」では、地方自治制の概要を理解させること、市町村に対する公民と住民の責務を自覚させることが目標に設定されている。また、「社会的・国家的・経済的」な教材には、「産業を興せ」が取り上げられている。「産業を興せ」では、産業を興して国家・社会の福利を図ることを理解することが目標において設定されている。

第五学年では、修身科の社会的教材のアプローチによる公民教育のカリキュラムが提示され、子どもの価値観の育成を目指した目標と内容が選定されている点に特色がみられよう。

【表3】は、尋常科の第六学年の修身科の国定教科書にみられる公民的教材を示したものである。【表3】に

よれば、尋常科第五学年の修身科の教材のなかで、単独の取り扱いである「国家的教材」は7つ、「社会的教材」は4つ、「経済的教材」は1つ、複数の取り扱いである「社会的・国家的教材」は2つ、「国家的・国際的教材」は1つ、「社会的・経済的教材」は1つである。全体的には、第五学年と同様に、「国家的教材」と「社会的教材」の2つの取り扱いが多いものとなっているが、「家庭的」な教材の単独の扱いはなくなっている。また、「国家的・国際的教材」である「国交」は、国交の必要性や国際連盟について理解させるなど特徴的な内容となっている。

第六学年では、全体的にみると、修身科の国家的教材のアプローチによる公民教育のカリキュラムが提示され、国との関わりを理解させる目標と内容が選定されて

【表2 国定教科書に現はれたる公民的教材（修身科）尋常科第五学年】

課	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一三	一八	一九
題目	我が國	皇太后陛下	忠義	拳国一致	公民の務	公益	衛生	儉約	産業を興せ	孝行	兄弟	勤勞	主婦の務	朋友
種別	國家的教材	國家的教材	國家的教材	國家的教材	國家的・社會的教材	社會的教材		經濟的教材	社會的・經濟的・國家的教材	社會的・家庭的教材	社會的・家庭的教材	經濟的教材	社會的・家庭的教材	社會的教材
取扱要領	一、我が國體の本質を理解せしめ國家的信念を養ふ 二、我が國の世界的地位についての自覚を促す	一、其の御高徳を理會せしめ皇室・國家に對する信念を確立する	一、君國の一大事に忠義を致すの大義を理會せしむ	一、拳國一致の大切なことを理會せしむ 二、各自その本分を盡すことの自覚を促す	一、地方自治制の大様を理會せしむ 二、我が市町村に對する公民及び住民の責務を自覚せしむ	一、公共の爲に盡すべきことを理會せしむ	一、身體保健の必要と公衆衛生の大切なことにつきて理會せしむ 二、重なる傳染病に對する常識を養ふ	一、儉約の人生生活上大切な所を理會せしむ	一、産業を興して國家社會の福利を圓るこよの大切なことを理會せしむ	一、親に對する心得を理會せしむ	一、兄弟間の心得を理會せしむ	一、勤勞の大切な所を理會せしむ	一、一家に於ける主婦の地位責任につきて理會せしむ	一、朋友の道につきて理會せしむ
備考			一、郷土的人物につきて附説す	一、當時に於ける郷土の活動状況を附説す	一、我が市我が町我が村に立脚して説かれなければならぬ。	一、郷土的人物につきて附説す	一、地方に於ける衛生状況を附説してその心得を説く	一、特に國家財政農村の負債郷土の負債等につきて附説し之に對する覚悟を促す	一、郷土的人物につきて附説す					
課	二〇	二一	二二	二四	二五	二七								
題目	禮儀	度量	信義	謝恩	博愛	日本人								
種別	社會的教材	社會的教材	社會的教材	社會的教材	社會的教材	國家的教材								
取扱要領	一、一般公衆に對する禮儀を理會せしむ	一、特に社會生活の上から度量の大なることの必要を理會せしむ	一、特に社會生活の上から信義の大なることを理會せしむ	一、特に君恩、國恩、社會恩等の上から之に對する報恩の心得を説く	一、博愛の社會生活上大切な所を理會せしむ	一、日本人としての自覚と信念を養ふ 二、よき日本人としての心得を復習す								
備考	一、郷土の一般風習等につきて改善すべきことあらば説く													

(堀之内恒夫『小學校を中心とする我等の公民教育』日黒書店、1933年、328-329頁より筆者作成。記載した項目は出典より引用した。)

部尋常科第六学年修身科教授案を示したものである。

【資料1 第一部尋常科第六学年修身科教授案】

第一部尋常六学年修身科教授案	
教授者	堀之内恒夫
題目	帝國憲法
要旨	帝國憲法の内容につきその大様を説き、且つ我が國體政體臣民との関係を理會させ尚その尊嚴さを感得させる。
取扱区分	第一日 その内容と大様 第二日 國體、政體、臣民との関係及びその尊嚴
方法	第二日
準備	次の事項を課して考へさせておいた。 1 憲法と我が國史上の事項と變らぬ點があるか。 2 又變つた點があるか。
教授	1 児童の考へて来た事項を手がかりとして次の事項を説く。 イ 帝國憲法と我が國體との関係 ロ 帝國憲法と我が政體との関係 ハ 帝國憲法と臣民との関係 2 次の事項説話 イ 君臣同心の我が國民精神がここに最も光榮ある世界無比の憲法となつて現はれたこと。 ロ 之を理會させるために二三外國の憲法についてその由来を説く。 ハ かくてこの憲法を尊重することが國民としての眞の幸福であり且つ義務であることに結びつける。

(堀之内恒夫『公民教育と修身教育』明治圖書、1927年、235-236頁より筆者作成)

堀之内の「帝國憲法」の授業案では、「帝國憲法」の内容の概要を説明し、國體や政體と臣民との関係を理解させ、「帝國憲法」の尊嚴さを感得させることを目標としている。本時は2時間で構成され、授業の流れでは、「帝國憲法と日本の國體との関係」「帝國憲法と日本の政體との関係」「帝國憲法と臣民との関係」の3つの教授過程から実践されている。本時の「帝國憲法」では「説話」の方法を主体として授業が進められている。「説話」のポイントとしては、①君臣同心の日本國民の精神が最も光榮な世界無比の憲法となつて現れていること、②①を理解させるために外國の憲法についての由来を説くこと、③帝國憲法を尊重することが國民としての眞の幸福であり、義務であることに結びつけることの3点を挙げている。

【資料2】は、「帝國憲法」の授業の流れを示したものである。本時では、教師と児童の問答を中心に授業が展開し、「憲法」についての理解を促している。その中で、帝國議會と帝國憲法との関係を考えさせ、法律案や予算案など国の政治に果たす役割や外國の憲法との比較を試みている。

【資料2 第一部尋常科第六学年修身科授業の流れ】

◎教授の経過	○は教師 △は児童
○この前は帝國憲法について調べましたね。-とて「帝國憲法」と板書す。-今日はお約束のことを調べて来たかね。児童は前時間研究の材料にした刷物を出す。かくて研究調査したものによつて挙手す。	
○先づ憲法と我が國史上の事項と寸分かはらぬ點から聞いて見やう	
△我が國は萬世一系の天皇がお治めになるといふことであります。	
○さう。皆さうかね。	
児童全體、さうですと挙手す。	
○ではそれはどう云ふ文句で憲法に示されてあるか	
△大日本帝國憲法は萬世一系の天皇之を統治す。	
○その中で最も大切な文句はどこだ	
児童はやや考へさせられた模様であつた。	
△萬世一系といふことであります。	
○その意味がよく分かるかね。・・・ただ天皇がお治めになるのでなしに萬世一系の天皇、萬世一系といふ所に非常に深い意味がありますね。では萬世一系とはどういふことか。	
△大昔から君臣の別がちやんと定つてゐるといふことです。	
△一度も絶えたことのないおちすぢの天皇と申すことです。	
○さうだね。その萬世一系の天皇陛下が我々の國をお治め下さること、之を我が國の國體といふ-國體と板書-そこで憲法と國體との関係はどういふことが出来るか-と發問しながら「國體との関係」と板書する。	
△國體がそのまま憲法にあらはれてあります。	
○さう。憲法發布と共に國體即ち萬世一系の天皇陛下がお治めになるといふことは事新しく出来たのでもないね。日本の國のはじまりからの、この事柄を、そのままに憲法の中に明らかにお示しになつたまでである。決して憲法發布と共にこの國體がはじまつたわけではない又もし憲法がなかつたらこの國體はかはるだらうか。	
△かはりません。	
○さう。もし憲法がなくなつてもそれはかはりはしない。ただかはる所はさうした事實を、はつきりと、文句にして憲法にお示しになつただけです。ここの所がわかりましたか。(中略)	
△帝國議會の起つたことです。	
○皆さうですか。では帝國議會とは何をやる所かね-	
△法律案や豫算などを相談する。その相談を人民の守る法律であり、國民の出す費用であるから、先づお前たち吟味しろといつて相談することをお許しになつた。之が實に帝國議會で、この議會でそのやうな相談をしてその上で政治をする、その仕方を立憲政體といふ-立憲政體-と板書-この憲法發布と共に我が國は立憲政體になつたわけです。この事は更に時間をとつて調べることにしませう。	
○もうないかね-	
△臣民に家柄などによらずにその資格によつて文武官に任ぜられ又公職に就く権利や、法律に定むる裁判を受けることや、信書の秘密を侵されないこと、居住の自由や、又義務として税を納めること、兵役に就く義務などをお定めになりました。	
○さう憲法と臣民との関係について-臣民との関係-と板書-先づ前に調べたやうに明らかに臣民の生命、財産、自由、権利といふものを文句の上に書きつけてお認めになつたといふことです。さういふやうに私たちは自分の生命財産などをお認め頂いた。それはみんなが認められたのであつて吾々は自分の生命や財産や自由などについて他人から侵さ	

れない権利があると共に又他のそれらのものを侵してはならぬ義務もありますね。この事についても更に時間をとつて研究させよう。(中略)

△それは全く違ひます。

○全く外國のとは異つて所謂學者の人たちが外國の憲法を『民定』又は「協定」憲法といひ我が國の憲法を「欽定憲法」とつて區別してゐるのであります。日本のは天皇自ら御制定になつて人民に下し給ふたものであります。即ち人民の身上を思ふて下さるの餘り出来上つたのが日本の憲法で、日本の憲法の尊さも亦ここにあります。

○では日本のは欽定で外國のは民定だがそれはどうしてさうなつたのか。兒童は考へる。

○さうだね、それは即ち外國のは君の心と民の心とが時々はなればなれになることがあつたからであるが日本はいつも君民同心、君のお心はそのまま民の心、民の心はそのまま君のお心であつたらである。御大典の御勅語の中に、「義ハ即ち君臣ニシテ情ハ猶父子ノ如ク」と仰せ給ふたのが實にこのお心が憲法となつて現はれたのである。

— 鐘が鳴る —

(堀之内恒夫『公民教育と修身教育』明治圖書、1927年、236-243頁より筆者作成)

このように、「帝国憲法」では、本時の授業の目標の中で取り上げられていたイギリスやフランスなど外国の憲法がどのように成立したのかを教師が説話し、兒童に考えさせる場面が授業の核となっていた。特に、「民定」と「欽定」の憲法の違いを捉えさせ、日本の憲法は天皇が臣民に下した「欽定」の憲法であることから「帝国憲法」の尊さを感じさせる授業である点に特色がある。

【資料3】は、「帝国憲法」の授業に対する批評を示したものである。本時の批評会では、「帝国憲法」の取り扱いや資料について授業を参観した教師からの質疑応答によって進められている。

【資料3 第一部尋常科第六学年修身科授業に対する批評】

◎批評

○は問ひ △は答へ(教授者及び職員諸君の)

○修身書には五ヶ條の御誓文が出てゐるか。

△出てゐない。國史には出てゐる。憲法については、國史には「憲法發布」として出てゐる修身の方には「憲法」として出てゐる。甲者に於ては發達を中心として説き、乙者に於ては内容を中心として説いてある。翻つて取扱に於てもそれぞれ主眼点を異にする所あらねばなるまい。(教授者)

○憲法の内容をわからせるには英佛等の憲法の出来た由来を例にして就くといふことは甚だ必要だと信じて二國のそれについて説いたのであるが、どんなものだらうか。(教授者)

△事實がそれだし、また生まれた差異がそのことによつて明瞭になるから差支あるまい。

○憲法の制度によつて立憲政體になつたといふことはそれは形式上のことで内容上に於ては以前から民意を重んじた政治であつたのである。それを國史とちがつた點は云々といつて考へさせることになると憲法制定以前は形式的にも内容的にも立憲的でなかつたやう感じさせる懸念ないか。

△憲法を發達的に見れば別に新事實ではない。精神は不文として存在してゐたのである。それが明治天皇に至つて成文として現はれたのである。即ち國家最高の法則として現はるるに至つたのである。教授者はその點について明瞭に説かれたと思ふ。

○國家統治の根本法則として憲法の制定されたことについては國家の發展上また人民の幸福上ほんとに有難いことであるといふその有難味について痛切に感得するやう憲法制定の以前と以後また外國の有様等と對照して考察させ反省させることは甚だ必要だと思ふ。

△私も勿論その精神で取扱つた。(教授者)

○國史で憲法を讀んで帝國議會のことを修身でまた憲法のことを學ばせるとせば、そこに重複させないで可成經濟的に學習させる必要はないか。

△勿論考慮する必要があらう。併し國史に於ては國民の自治思想の發達を中心にして説き修身に於ては憲法そのものの内容を理會させ感得させるという考で説いた。經濟的に説くことは勿論必要だが互に連携させて十分を期することも忘れてはなるまい。(教授者)

○憲法の主な條文を謄寫にして兒童に分ち與へて置いたことは用意甚だ周到だつたことを喜ぶ。

○我が欽定憲法について英佛の例を捉へて對照的に説くことは最もいいことだと思ふ。しかし若し我が國に於ても英佛のやうに悲惨な争闘を経て、血をもつてあがなはねばならぬといふやうな立場になつた場合はどうするかとういふ問答も甚だ必要だと思ふ。而してこの場合には汝は最後の一人になつても忠誠であれと言ひたい。君は永久に民としての存在を明らかにしたい。つまり欽定ばかりでなく否定もして取扱ふ所ありたい。

△歴史の上にはあらはれないことを假定して取扱ふといふことは慎重に考へなければならぬ。思想上で構成して説くといふことは大に注意を要する。またかうして説くとせば際限がないことである。殊に不純な動機の下に説くといふことは注意せねばなるまい。原則のやうにして「若し」といふ假定の下に説くとせば徒らに空想の人を作る憂無いだらうか。

△現實を基礎として説くがよいか。それともその中間的がよいか。それは疑問である。しかし理想を基礎として説くことも之が誤であるといふことはなからう。

○外國民の思想上から起つた事實をそのまま日本にもつて来て説くと云ふことはどんなものだらう。

△民定と欽定との區別を具體的に明瞭に知らしめやうがために説いたのである。決して無用ではないと思ふ。(教授者)

○全體上から皇室の恩情を勿體づけて説く傾があつた。もつと必然の上から説く所ありたい。

△強いて思情的に説いた譯ではない。寧ろ大に避けたつもりである。若しさういふ風に聞えたとなれば、私の尚注意の足りなかつた所であると思ふ。(教授者)

○憲法の精神を一層深く知らしめるために憲法發布の勅語等の内容を簡明に説くことも必要ではあるまいか。

△それはいいことである。私もそこに心があつた。(教授者)

(堀之内恒夫『公民教育と修身教育』明治圖書、1927年、243-245頁より筆者作成)

(3) 堀之内の「公民教育」のカリキュラムと実践プランの特質

これまでみてきたように、堀之内は、初等教育段階の公民的教材として「国家的」「社会的」「經濟的」「家庭的」

「国際的」の5つの観点を修身科の教材を中心に精選し、「公民教育」のカリキュラムとして示していた。

先述した堀之内の実践プランとして示した「帝国憲法」は、「国家的」な教材として位置づけられたものである。堀之内は、この5つの観点をもとに、修身科だけでなく、地理科・国史科・読方科・算術科などの各教科の公民的教材を選定し、「原理」として公民教育を初等教育段階で実践できるようにカリキュラムを構想したのである。さらに、堀之内は、小学校が担任制であることを利点とし、公民的訓練を公民的素養の涵養するために取り入れたのである。堀之内は、児童の生活において基礎的陶冶としての社会的訓練を重視する理由を次のように述べている。

「國家に對する我等の正しき信念と責務と義務とが理會されねばならぬが、その日その日の児童の生活を指導しての訓練づけの上からは、より多く國家生活社會生活の基礎的陶冶としての社會的訓練といふことが日常の訓練としては、重點を占むべき事情にある」⁽³⁵⁾

このように、堀之内は公民的素養を涵養するため、公民的訓練を取り入れた実践プランに取り組んだのである。

5. 成果と課題

本稿では、昭和初期における広島高等師範学校附属小学校の公民教育論を堀之内恒夫の理論と実践をもとにして明らかにしてきた。本稿の成果は以下の3点である。

第一に、堀之内恒夫の初等教育段階の公民教育論では、公民教育を「教科」としてではなく、「原理」として捉える傾向が強かったことである。

堀之内は、公民教育を「原理」とすることで教科間の連携を図り、修身科を中心にして、より効果的な学習活動が展開できると捉えていた。特に、初等教育段階での「公民科」の目標について、国民の政治生活・経済生活・社会生活を営むための知徳の涵養、遵法の間精神、共存共栄の本義の会得、公共のために奉仕・協同するための気風、善良な立憲自治の素地といった点に着目していた。また、「教科」ではなく、「原理」とする観点もケルシェンシュタイナーが公民教育を国民教育として包括的に取り扱うことから着想を得ていた。そして、初等教育段階の公民教育が理論的射程とする目標は偏狭な国家主義ではなく、人類の文化の向上や発展に貢献することができる理想的・人道的・倫理的な国家の善良な一員としての教養を育むことにあると考えたのである。

第二に、中等教育段階のように独立した「教科」ではなく、公民教育の目標・内容・方法を「原理」とすることで、各教科との連携の中で公民教育の資質・能力を育成しようとしたことである。

堀之内は、初等教育段階で「公民教育」を研究してい

るという小学校について、公民教育は研究的で実験的な小学校だけが取り組めばよいのではなく、国民教育の観点からすべての学校で取り組む必要があると考えていた。そのため、堀之内は、初等教育段階の公民教育を具体化するためには、初等教育段階での各教科の内容について再吟味を行い、どのような配列で児童に公民的教材を学ばせるのかを考える必要がある点を重視していた。その中でも特に、公民的教材と公民的知見や公民的精神を結びつける方途を探っていた。そこで、「公民的精神」を陶冶する初等教育段階の公民教育において、「教科」ではなく「原理」として取り扱うことから、小学校が学級担任制を取っていることに利点を見出し、各教科との連携を視野に入れた理論を構築したのである。

第三に、初等教育段階での堀之内恒夫の公民教育論では、学級経営や社会生活も視野に入れ、全人的な公民的訓練を公民教育の中心に据え、公民的素養を涵養しようとしていた点である。

堀之内は、初等教育段階の公民的教材として「国家的」「社会的」「経済的」「家庭的」「国際的」の5つの観点を修身科の教材を中心に精選し、「公民教育」のカリキュラムとして示していた。堀之内は、この5つの観点をもとに、修身科だけでなく、地理科・国史科・読方科・算術科などの各教科の公民的教材を選定し、「原理」として公民教育を初等教育段階で実践できるようにカリキュラムを構想した。そのなかでも堀之内は、「公民教育」の実践モデルとして修身科の授業の中でも法的教材を重視していた。堀之内の「帝国憲法」の授業案では、「帝国憲法」の内容の概要を説明し、国体や政体と臣民との関係を理解させ、「帝国憲法」の尊厳さを感じさせることによって、公民的素養を涵養するために公民的訓練を取り入れた具体的な実践プランを提示したのである。

今後は、学校独自の教育雑誌を発行して、教育情報を全国に発信していた東京高等師範学校附属小学校・東京女子高等師範学校附属小学校・奈良女子高等師範学校附属小学校などの訓導たちの初等公民教育論と比較しながら、広島高等師範学校附属小学校の公民教育論との相違点を明らかにし、昭和初期における初等教育段階の公民教育論の特質を分析していくことが課題であろう。

【註】

(1) 釜本は、雑誌『公民教育』を1930年代の「公民科」の性格や位置づけとその変容を捉えるうえで重要な資料と指摘している。釜本健司「「修身」との関係にみる戦前「公民科」の変容－雑誌『公民教育』における議論を中心として－」『九州教育学会研究紀要』第39巻、2011年、117-124頁。

(2) 釜本健司「戦前「公民科」成立期における教育内容編成論－長倉矯介の所論を中心として－」『九州教育

学会研究紀要』第38巻, 2010年, 87-94頁。

- (3) 鈴木英利「戦前の中学校における「公民科」の実践 - 及川儀右衛門の場合 -」『社会科研究』第42号, 1994年, 31-40頁。
- (4) 長倉矯介「小学校に於ける公民教育管見」『学校教育』250号, 1934年, 31-32頁。
- (5) 堀之内恒夫「小學校公民教育の重要問題 - 教科特設問題を中心にして -」『学校教育』236号, 1932年, 54-55頁。
- (6) 同上 (5), 56頁。
- (7) 同上 (5), 56-57頁。
- (8) 同上 (5), 58頁。
- (9) 同上 (5), 63頁。
- (10) 同上 (5), 63-64頁。
- (11) 同上 (5), 64頁。
- (12) 堀之内恒夫『小學校を中心とせる我等の公民教育』目黒書店, 1933年, 11頁。
- (13) 同上 (12), 29頁。
- (14) 同上 (12), 30頁。
- (15) 同上 (12), 35-36頁。
- (16) 同上 (12), 36頁。
- (17) 同上 (12), 42頁。
- (18) 堀之内恒夫「小學校と公民教育の問題」『学校教育』129号, 1924年, 83頁。
- (19) 同上 (18), 83頁。
- (20) 同上 (18), 83頁。
- (21) 同上 (18), 83頁。
- (22) 同上 (18), 84-85頁。
- (23) 堀之内恒夫「公民教育を小學校に於て如何に考ふべきか」『学校教育』234号, 1932年, 33頁。
- (24) 同上 (23), 1932年, 34頁。
- (25) 同上 (23), 35-36頁。
- (26) 同上 (23), 36頁。
- (27) 同上 (23), 36頁。
- (28) 同上 (23), 37頁。
- (29) 同上 (23), 37頁。
- (30) 同上 (23), 39頁。
- (31) 堀之内恒夫『小學校を中心とせる我等の公民教育』目黒書店, 1933年, 114-115頁。
- (32) 同上 (31), 189-190頁。
- (33) 同上 (31), 231頁。
- (34) 同上 (31), 231-232頁。
- (35) 堀之内恒夫「小學校の公民的訓練」『公民教育』第3巻第5号, 1933年, 73頁。

※本稿は全国社会科教育学会第67回全国研究大会での自由研究発表に加筆及び修正等を行ったものである。

【参考資料1】堀之内恒夫の略歴紹介1

堀之内恒夫
 明治二十七年五月宮崎縣西諸縣郡小林町に出る。宮崎縣師範學校卒業後教員檢定試験に合格現に廣島高等師範學校附属小學校訓導たり小學校に於ける公民教育を研究し「公民教育と修身教育」(昭和二年二月明治圖書株式會社)「小學校を中心とせる我等の公民教育」(昭和八年五月目黒書店)の著及「小學校の公民的訓練」(公民教育誌昭和八年五月號)「公民教育を小學校に於て如何に考ふべきか」(學校教育誌昭和七年十月號)其の他に發表せる論文多數あり。趣味 テニス, 現住所 廣島市昭和町六〇三
 公民教育に關する抱負 - 私は小學校の公民教育について大きな關心をもつてをります公民教育の眞意義が眞に初等教育者に理解せられ単なる叫びにあらざしてその實績が事實の上に而も二三の學校に止まらずして一切の學校に挙げられんことを切望に耐へません。

(『公民教育』編集部「公民教育家録」『公民教育』第4巻4号, 1934年, 136-137頁より筆者作成)

【参考資料2】堀之内恒夫の略歴紹介2

堀之内恒夫君 (宮崎縣)
 廣島高等師範學校附属小學校訓導
 ▽口に倫理道德を説ひて行ひは必ずしも之に伴はぬと云ふ人間の存在は常に世に餘り稀に見ることではない。▽どうかすると教育界の錚々たる人物に就ても, 稀にはさういふ噂を聞くこともある。▽廣島高師訓導堀之内恒夫君は専ら修身教育で賣り出してゐる男だが, その生活態度が口に云ふところと違はないと云ふことは推賞するに足ることである。▽君は宮崎師範の卒業で, たしかその附属小學校訓導から廣島高師の訓導となつたのである。▽既に廣島にあること十五年と云ふから相當に長いと云つてよからう。
 ▽修身科の中等教員の免許状も有つてゐるとか。著述も修身教育原論外ちよちよいやつてゐるし, 講習にも出て歩くらしい。▽修業の結果は勿論あるだらうが, 性格的にも極く温厚で, 人の接する態度でも, 極めて慇懃で頭が低い東洋的な君子人と云ふタイプである。▽だから, 人は君を許して西晋一郎博士を小さくしたやうな男だと云ふ。蓋し適評と云ふべきであらう。▽君はその修身教育に於て, 眞日本人の教養と云ふことを最終局の狙ひどころとしてゐることは云ふまでもないが, 自らの實踐を以てその理論を裏付けて居る。▽著述に於ける態度も洵に眞摯で, 先頃出版した尋一, 尋二の修身指導書の執筆に當つては, 自ら『おふさ』の墓参りに行つたり, 木口小兵の家に弟をやつて色々な調査をさせたり, 東郷元帥を訪問したりすると云ふやり方だ。▽嘗て, 東京の出版會社から著述を出した時, わざわざ廣島の銘酒の樽を送り届けて, その勞を犒つたと云ふ話があるが, この一事はよく堀之内と云ふ男を物語るものであらう。▽その授業振りを見ても, 君と教子との間は, 例へば慈父とその子供の間のやうにびつたりしたもので, 君のその優しい顔色や目付きだけで, 子供は自分達のなすべきことを知るかのやうに見えることと云ふ。▽孟子がその弟子榮正子を許して『善を好めば天下に雄たり』と云つたやうに, 兎に角善を好む君の性はそれ自身教育者, 修身教育者として天下に雄たるものであらう。▽君は本年四十二歳, 今が働き盛りと云ふところ, 幸に自重, 自愛あらんことを祈る。

(為藤五郎編『現代教育家評傳』文化書房, 1936年, 460頁より筆者作成。)